

令和7年7月吉日

企業高校生採用ご担当者 殿

京都労働局職業安定部訓練課

高卒求人票の公開範囲及び公開時期に関するアンケートのお願い

新規高等学校卒業者（以下「新規高卒者」という。）の採用選考に当たりましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規高卒者の職業紹介は、公共職業安定所と学校との連携により実施しており、実施に関する取扱いについては、毎年度開催される「高等学校就職問題検討会議（国、都道府県、学校、産業界が参画）」において、求人申込みの受付や推薦及び選考開始期日等の就職慣行について申し合わせを行っているところです。

令和6年12月25日の規制改革推進に関する中間答申では、就職慣行のうち、厚生労働省が運営する高卒就職情報WEB提供サービスの公開範囲（現行は教師及び生徒にのみ開示）及び高卒求人の公開時期（現行は7月1日）の見直しについて、高等学校就職問題検討会議において検討することとされました。

また、令和7年2月3日開催の第34回高等学校就職問題検討会議では、これらの見直しを検討するに当たり、必要に応じて学校、企業等の関係者へアンケート調査を実施することとされたところです。

つきましては、現状の方法について検討を重ね、より良い仕組みとするため、高卒求人募集を行った事業所の皆様からご意見を賜りたく、ご多忙中誠に恐縮ですが、8月25日（月）までにアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答に当たっては、裏面の参考情報をご参照の上、次のリンク先（二次元バーコードまたはURL）の回答フォームをご利用いただきますようお願いいたします。

また、ご回答は1社当たり1回までとしていただきますようお願いいたします。



URL : <https://forms.office.com/r/uZ1gNbLVRY>

参考情報①（求人公開範囲）

現在の取扱い（新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領）

- …（略）…教職員や求職者である**生徒以外の者が利用することのないようにすること。**
高卒 WEB は、生徒が企業分析を行うにあたっての重要なツールであることも踏まえ、**生徒が積極的に活用できるよう運用することが望ましいことから、高等学校等において就職希望の生徒に ID 等を付与し、生徒が家庭の通信機器を利用して求人を選択できるよう運用しても差し支えないが、その場合は ID 等を付与したものをリスト化するとともに、特に**
・ ID そのものは学校に付与されたものであり、**保護者を含めほかの者に教えることは控えること。**
・ 求人者への連絡は必ず学校を通じて行うこと

規制改革推進に関する中間答申

厚生労働省及び文部科学省は、厚生労働省が運営する高卒就職情報提供サービスにおいて高卒者向けの求人情報が教師及び生徒にのみ開示されている仕組みを変更し、個人情報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、**広く一般に公開することについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得る。**また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。

第 34 回高等学校就職問題検討会議での意見

<学校関係者>

- 本校では、教員が高卒 WEB にアクセスの上、教室で教員と生徒と一緒に検索しながら応募先を決定している。
- 生徒は保護者の意見を確認する必要があると思うので、**保護者への公開まではあり得るのではない**か。
- 本校では、地元企業への求人が多く学校に届くため、（地域性もあるだろうが、）現状では生徒にとって**一般公開のメリットは感じない**。
- 民間事業者の学校向けサービスについて、進学関係については民間事業者を活用しているが、就職の場合は地元志向が強いため学校を通して生徒に指導することが大切であると考えられるので、**民間事業者はそぐわない**気がする。

<経済団体>

- 生徒は当事者であり、より主体的な就職活動の材料となり得るため、学校が高卒 WEB の利用方法を十分に指導した上で、**生徒に一律に高卒 WEB のアクセス権限を与えることは支障ない**と考える。 ○公開範囲が生徒まで一律に広がっていくことは有用だと思えるが、**就業経験がない高校生が労働条件や賃金だけで応募先を判断することによるミスマッチも危惧しており、学校のキャリア教育や進路指導の充実が前提とされることが必要。**
- 保護者は生徒に最も近い立場であり、公開の対象とする一定のニーズはあると思う。一方で、学校主体で手厚く生徒の就職支援を実施している中で、**家庭や生徒主体にシフトしてしまうと、家庭環境によって差がつくという影響が出てくる点が危惧される。**
- 早期離職率が高卒と大卒で大差がない、短大卒に比べて低いといった実態がある中で、**民間事業者を含め公開の範囲を広げても、ミスマッチの解消に効果があるのか疑問を感じる。**
- 現状、大卒の採用ルールが形骸化し、早期化・長期化が相当進んでいる中で、大学生よりも社会人経験が少ない高校生に対しても、**大卒同等の制度に近づけていくことに対しては、どのような影響があるのかを慎重に見極めた上で検討していくべき。**
- 人材確保のための投資余力に乏しい小規模の企業は、民間職業紹介事業者を通じた求人が難しく、ハローワークに頼らざるを得ない現実を踏まえると、多くの中小の求人企業が**一般公開にメリットを感じる**とは言えないのではないかと。
- 会員企業にヒアリングしたところ、公開範囲を広げることで、**保護者と一緒に求人票を確認でき、適職探しに資する**との意見があった一方で、**学校が生徒の就職活動をしっかりと管理すべきであり、慎重に検討すべき**との意見もあった。

参考情報②（求人公開時期）

現在の取扱い（全国高等学校就職問題検討会議における申合せ事項）

- 求人申込を行おうとする事業所は、選考期日・求人内容等について安定所の確認を受けた後、学校に求人申込を行うこと
- ハローワークによる求人申込書の受付開始は6月1日以降とすること
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始は7月1日以降とすること

規制改革推進に関する中間答申

厚生労働省及び文部科学省は、現状では、7月1日に求人票が公開されることによって、求職する生徒が就職先企業を十分に研究する機会がごく短期間に限定されるとともに、学期末試験等の業務による学校現場の繁忙期において教員の業務負担増ともなっている場合もあることを踏まえつつ、学業生活への影響を最小限にすることを前提に、**求人票の公開時期を例えば1～2か月のように前倒しすることについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得次第必要な措置を講ずる。**また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。

第34回高等学校就職問題検討会議での意見

＜学校関係者＞

- 生徒は、前年度の求人を活用することで、7/1より前に情報収集をすることができている。7/1より前倒しした場合、3年生は**部活動の大会など様々な活動との関係があるため、公開時期を早めても応募先を検討する時間が取れるか疑問が残る。**
- 就職後3年以内離職率は、高卒と大卒でそこまで差がない。また、離職理由は従来の「会社が合わない」といったものから「他にやりたいことがある」に変化してきており、**公開時期の前倒しをしたとしても、就職のミスマッチや早期離職の抑制にどれだけ効果があるかは疑問。**現場の状況を収集しながら、公開時期の前倒しについては**慎重に検討する必要がある。**

＜経済団体＞

- 前倒しは**高校生にとって検討準備の時間確保に資する**という意見が多かった一方で、**大幅な前倒しは大学生の採用活動等と時期が重複するので対応が困難**との意見もあった。今後、公開範囲の見直しの論点も含め広く実態を調査した上で、関係者の意見を踏まえ、**結論を出すべき。**
- **学生の学業の妨げにならないようにということを最優先にすべきだし、より適切な職業選択・就職が可能になるかを優先して考えるべき。**会員企業にヒアリングしたところ、現状のままでよいとの意見もあったが、業種の繁忙や大卒採用の有無を含め、**中小企業では実態が多様なので、可能な限り都道府県でアンケートを実施し、広く意見を聴取することが望ましい。**
- 会員企業にヒアリングしたところ、**生徒による企業の研究と理解が深まるのであれば、前倒しについては肯定的な意見が多かった。**具体的な前倒しの期間については確認できていないが、前倒しにより人材を確保できる可能性が高まるのであれば、ある程度対応したい、という感触だった。